

令和元年度第2回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和元年5月16日

場所 十和田市役所議会会議室

令和元年度第2回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開 会 日 時 令和元年5月16日(木) 午後2時01分
3. 閉 会 日 時 令和元年5月16日(木) 午後2時44分

4. 出席農業委員(17名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
12番	豊川洋人君	13番	小川正孝君
14番	新屋敷より子君	15番	杉山秀明君
16番	中野均君	18番	山崎誠一君
19番	力石堅太郎君		

5. 欠席農業委員(2名)

1番	野月弘行君	17番	米田一典君
----	-------	-----	-------

6. 会議に付した案件

報告第7号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第8号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第9号	農地の転用事実に関する照会について
報告第10号	農地等の現況について(十和田市)
報告第11号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて
議案第6号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第7号	公売買受適格者の証明について

- 議案第 8 号 相続税の納税猶予継続届出書に関する証明（農業経営）について
 議案第 9 号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
 議案第 10 号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
 議案第 11 号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
 議案第 12 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第 14 号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
 議案第 15 号 農地法第 3 条第 1 項の許可に係る下限面積について
 議案第 16 号 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の判定について

7. 議事録署名委員

9 番 北 上 稔 君 10 番 國 分 弘 志 君

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事 務 局 長	今 泉 卓 也	事 務 局 次 長	高 橋 克 彦
事務局農地係長	越 田 守	事務局振興係長	根 岸 優 一
事務局主査	山 崎 和 也	事務局主査	中野渡 礼 央
事務局主査	椛 木 信 人	事務局主査	吉 田 武 範

9. 書 記

事 務 局 主 査 椛 木 信 人

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、1番 野月 弘行 委員、17番 米田 一典 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、令和元年5月9日に告示招集いたしました令和元年度第2回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。9番 北上 稔 委員、10番 國分 弘志 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には、椛木 信人 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第7号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第7号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから3ページになります。2ページは、農地法によるもので、10番、11番、13番は機構への切替予定、12番は貸借の予定です。3ページは、中間管理事業によるもので、4番は一時転用で砂利採取予定、5番6番は法人への切替予定です。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第9号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第10号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）11ページをお願いいたします。報告第10号、農地等の現況について。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。12ページです。現地調査は5月8日に実施し、5月13日に十和田市へ回答済みです。1番は、薬王堂十和田元町店から北に約140メートルの所です。昭和63年に住居建築のため転用許可されたが、建築されずに土砂や砂利が置かれており、相当期間、今の状況と思われることから非農地と回答。以上です。

事務局長（今泉卓也君）失礼しました。調査の月日は5月9日です。8日と言いましたけれども5月9日になっております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第10号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第11号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）13ページをお願いいたします。報告第11号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて。農地法第5条第1項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取下げ願の提出があったので報告する件です。14ページお願いします。この件は、平成30年6月15日開催の平成30年度第3回総会議案第18号で許可申請があったものですが、平成31年4月9日付で取下げ願が提出されました。取下げ理由は、事業内容の変更です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第11号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第2班で、調査員は竹浦班長、中野渡委員、小川委員の3名です。5月9日に現地調査及び市役所新館3階会議室での聴取調査を行っております。

議 長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時11分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時11分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第6号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）15ページをお願いいたします。議案第6号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、16ページから19ページとなります。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。6番 竹浦 寿広 委員、お願いいたします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計17件で、このうち所有権移転が11件、賃借権設定が5件、使用貸借による権利の設定が1件となっています。まず、所有権移転ですが、申請番号15番から23番までは、相手方要望による売買です。申請番号24番と25番は贈与で、24番は知人へ、25番は姉から弟へ贈与するものです。これら所有権移転のうち、申請番号23番は新規就農で、譲受人は宇樽部地区の農地を取得し、そこで枝豆を作付けする計画となっています。営農計画書をもとに聴取調査を実施しましたが、特に問題はありませんでした。次に、18ページからは賃借権及び使用貸借による権利の設定で、申請番号18番から22番までは労力不足により貸借を行います。申請番号23番は使用貸借で、こちらも労力不足により貸借します。なお、所有権移転の15番から25番まで、貸借の18番から23番までの、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し

上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第6号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時15分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時15分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第7号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）20ページをお願いいたします。議案第7号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件です。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。21ページです。この土地は、平成30年11月16日の第8回総会報告49号で、農地と回答したことを報告しています。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第7号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第8号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）22ページをお願いいたします。議案第8号、相続税の納税猶予継続届出書に関する証明、農業経営について。租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、別紙の農地等の相続人について、その適格者であることを証明することについての承認を求める件です。23ページです。相続税については、20年間農業経営を継続している場合に納税が免除されることになっておりますが、3年に1回届出書を提出しなければならないことから証明するものです。当該農地について、水稻、野菜の作付けがされていることから問題ないと考えます。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第8号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第9号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）24ページをお願いいたします。議案第9号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、25ページとなります。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。8番 中野渡 稔 委員、お願いいたします。

報告委員（中野渡稔君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。5月9日午後、竹浦班長、小川職代と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は、所有権移転による売買の2件です。申請地はすべて、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は、認定農業者です。売買理由は、申請番号4番は労力不足のため、5番は相手方要望のため、となっています。申請地は、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。以上、今月申請のあった所有権移転の2件については、お手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を5月9日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。

議長（力石堅太郎君）中野渡委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第9号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第10号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）26ページをお願いいたします。議案第10号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。内容は、27ページから36ページです。利用権の設定を受ける者は、全て中間管理機構

です。27ページから29ページが賃借権の設定で、合計8件、22筆、6町3反です。30ページから36ページが使用貸借の設定で、合計25件、95筆、23町5反です。協力金の対象者は、ありません。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第10号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第11号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）37ページをお願いいたします。議案第11号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農用地事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。38ページです。場所はとん吉ラーメン南側の分譲地ですが、当初計画より広い宅地面積の要望があったことから、22区画から21区画へ事業変更するものです。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第11号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第12号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 39ページをお願いいたします。議案第12号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、40ページです。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。8番 中野渡 稔 委員、お願いします。

報告委員（中野渡稔君）それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は、今月は1件です。申請番号1番の転用事由は、養豚場の建設です。農場内の既存の養豚場が老朽化していることから、申請者所有の農地に加え山林を切り開き、そこに養豚場を6棟整備する計画となっています。場所は、清瀬集落から南に約600メートルほど先の、ふなばやし農産第2農場の西側です。農地区分につきましては、第2種のその他の農地に該当しますが、農業用施設の整備であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）中野渡委員、ご苦労様です。

議長（力石堅太郎君）質疑に入る前に始末書付きで出ておりますので私の方から報告しておきます。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第12号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第13号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）41ページをお願いいたします。議案第13号、農地法第5条

第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、42ページから43ページとなります。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。8番 中野渡 稔 委員、お願いします。

報告委員（中野渡稔君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は、6件です。申請番号5番と6番の転用事由は宅地分譲で、それぞれ1区画と5区画の宅地を分譲するものです。申請番号7番の転用事由は、資材置場、重機置場及び従業員用駐車場の整備です。譲受人は、平成19年から申請地を資材置場として利用していたことから、このたび始末書付きで申請するものです。申請番号8番の転用事由は、普通住宅の建築です。現在居住している住宅が老朽化しており、かつ、車での出入りがしにくいことから、広い道路沿いの申請地に住宅を建てたいというものです。申請番号9番の転用事由は、太陽光発電施設の整備です。申請地に太陽光パネル324枚を設置し、出力49.5キロワットの発電を想定しています。申請番号10番の転用事由は、老人福祉施設を3棟建設するものです。この件については先ほど報告の部で申請取下げの説明がありましたが、建物の棟数及び施設の種類を変更して改めて申請するものです。申請地の場所ですが、申請番号5番は、後澤商店から南西方向に約300メートル先の地点です。6番は、後澤商店から南に400メートル先です。7番は、株式会社大阪から北西に300メートル先です。8番は、大池神社の東側です。9番は、三本木農業高校のグラウンド南側です。10番は、わんぱく広場保育園の東側です。次に農地区分についてですが、申請番号1番と2番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号7番から9番は、農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。申請番号10番は、第1種農地に該当しますが、公益性が高いと認められる事業であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告いたします。

議長（力石堅太郎君）中野渡委員、ご苦労様です。

議長（力石堅太郎君）さっき読み上げた農地区分ですが、1番、2番とありますが、これは5番、6番の間違いでございますのでご了承願いたいと思います。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（杉山秀明君）はい。

議長（力石堅太郎君）はい、どうぞ。

委員（杉山秀明君）15番杉山と申します。10番につきまして、どういう事業計画になるかちょっと詳しく説明してもらいたいと思います。

議長（力石堅太郎君）暫時休憩します。

休憩 午後2時34分

（ 手持ち資料の確認 ）

再開 午後2時34分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて再開します。

農地係長（越田守君）お答えいたします。申請地におきまして、建物3棟建てる計画となっておりますが、そのうちの一つの建物には通所介護施設という施設、お年寄りが入ったりリハビリしたりレクリエーションしたりするという施設、建物が1棟の計画となっております。残りの2棟ですけれども、建物は2つなんです、施設の種類としては、戸別になります。こちらは小規模多機能型居宅介護施設となっております。これは、小部屋で階段上がりまして、いわゆるケアですね、体の不自由なお年寄りが身の回りの世話等をしてもらうというような施設となっております。施設区分は1種類の施設ですが、それに伴いまして建物は3棟建つという計画になっております。以上です。

議長（力石堅太郎君）どうですか。

委員（杉山秀明君）はい。最近、こういった介護施設での働き手が少なくなっていると聞かれます。7月から外国人の労働者が入ってくることになりました。私はいつも思っているのですが、外人がどんどん入ってきますと色々な国からの労働者が入りますが、いわゆる思想や宗教の違いのおかげ、あるいは慣習の違いのおかげでいざこざとか色々な問題が実際起きてます。そういうところでこういう施設もそういう外人の労働者をどのくらい受け入れるのか、あるいは受け入れないのかその辺をちょっと聞きたいなと思っています。分かる範囲でお願いします。

議長（力石堅太郎君）わかりますか。

委員（杉山秀明君）そこまでまだ具体的にはなっていないということですか。

議 長（力石堅太郎君）わからない。

農地係長（越田守君）そうですね。はい。申請に伴いましては、計画書が添付されておりますが、従業員につきましては雇用人員は25名。人数だけの記述はありますが、そのうち外国人を何人雇用するとかということの記載はありません。また、先日、聴取調査を行いました。こちらの方でも外国人雇用等については聴き取りしておりませんでしたので、情報はないということになります。

委 員（杉山秀明君）はい。わかりました。

議 長（力石堅太郎君）情報が無いということです。

議 長（力石堅太郎君）そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第14号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）44ページをお願いいたします。議案第14号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。45ページは、十和田市長からの照会文書の写しです。46ページお願いします。今回は、用途の除外4件です。1番は、高松病院の東側で、農畜産物販売施設の建設予定です。2番は、一本木沢温泉から北に400メートル、自社整備工場の南側で、敷地の拡張予定です。3番4番は、羽立集会所から南西に約500メートルのところ、自宅の進入路及び農家住宅建築予定です。3番の進入路は、隣地の住宅建築時の昭和47年から利用済で始末書付きとなっております。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は、承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第15号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）49ページをお願いいたします。議案第15号、農地法第3条第1項の許可に係る下限面積について。農地法第3条第2項第5号の規定により、別紙のとおり別段面積の設定について審議を求める件です。50ページお願いします。農地法第3条第2項第5号の規定により、農業委員会が別段面積を定めることができる。また、農林水産省経営局長通知により、下限面積の設定または修正について毎年検討し、ホームページ等で公表することとなっている。別段面積の検討は、農地法施行規則第17条第1項第3号及び第2項の規定に基づき判断すると、（1）下限面積に達しない農家戸数の割合は、2015年の農林業センサスによると、全体の23パーセントになり、基準の40パーセントを下回っている。（2）農地の利用状況調査の結果から、遊休農地の割合は0.25パーセントであり、相当程度存在するとは言えない。以上のことから、十和田市農業委員会では別段面積を設定せず、下限面積は農地法に定める基準どおり50アールとする。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は、承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第16号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）51ページをお願いいたします。議案第16号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について。「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）に基づき、別紙のとおり非農地判定することの承認を求める件です。52ページです。現地確認を行った結果、山林の様相を呈しており、その後、令和元年5月9日の利用調整会議時に、委員3人から写真を確認してもらった結果、非農地と判断しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は、承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第2回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時44分 —————